

今さらですが、持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業収入(以下、売上)が落ち込んだ中小企業等に対して、国から事業の継続や再起の糧とする為の「持続化給付金」が支給されていますが、この給付金の概要と課税関係を、5月15日現在の情報を元に改めて確認しましょう。

< 未申請の方へ >

(1) 給付額

持続化給付金の給付額は、原則、以下の算式により計算した金額です。
前年度の売上総額(B) - 選択月の売上(A) × 12

(A) … (1) で選択した月の売上高

(B) … (A) の属する事業年度の直前の事業年度※の年間売上高

例. 3月決算法人が (A) として2020年4月を選択した場合

⇒ 2020年3月期の年間 売上高 (※個人事業主は2019年)

上限額は、受給者の形態ごとで異なり、以下のとおりです。

(2) 申請期間と申請方法

申請期間と申請方法は、次の通りです。

受給者	上限額
法人	200万円
個人事業者	100万円

申請期間	2020年5月1日 ~ 2021年1月15日
申請方法	電子申請 (持続化給付金申請サイト https://jizokuka-kyufu.jp)



< 申請済の方へ >

持続化給付金の支給を受けた場合の課税関係は、原則、以下のとおりです。

受給者	税務上の取扱い
法人	益金 (収益)
個人事業主	事業所得の総収入金額

持続化給付金は、一度申請してしまうと再度の申請ができません。

最も多く給付が受けられる月を選択することが最大の給付額を得られるポイントです。

なお、令和2年度第2次補正予算案 (5月27日閣議決定) では、2020年3月までの創業者や事業所得者以外のフリーランスを、一定要件の下で対象者に含めるなど、対象拡大の措置が講じられています。

新情報は、以下の持続化給付金のページにてご確認ください。

【参考】 中小企業庁「持続化給付金」<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

< 新型コロナウイルス感染症対策 まん延を防止する >

・「三つの密」

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

が重なる状況を避けるようにし、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底しましょう。

・日常生活や職場では、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、密接した状況で呼気が激しくなるような運動を行うことを避けましょう。

・感染防止のためには、できる限り頻繁に石けんを使って手洗いして下さい。

・咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにし、室内の換気にも気を付けて下さい。

・自分の目、鼻、口に触るのは止めましょう。

・具合が悪いときは自宅にいるようにしましょう。

・発熱、咳、呼吸が苦しい場合は、医師の診察を受けてください。診察にあたっては事前に電話で連絡をとって下さい。

・お近くの保健所の助言に従いましょう。

医療施設への不必要な受診、訪問を避けることが、医療システムの効率的な稼働につながります。それが自分自身や他の人を守ることになります。

